

# 質疑応答書

質疑のありました項目への回答を次のとおりお知らせします。

工事名		上富良野西小学校校舎防音機能復旧工事	
		質疑	回答
1	公告文	工期が長い物件ですが、仮にJVで応札した場合4,000万円を超えて応札した場合、配置技術者は構成員全てにおいて、工期中満度の選任が必要になりますか？	<p>「監理技術者制度運用マニュアル」(令和2年9月30日国不建第130号)に基づき、たとえ契約期間中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。</p> <p>① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)</p> <p>② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間</p> <p>④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p> <p>なお、この期間については請負契約締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。</p>
		回答年月日	令和4年12月30日